

第7回 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会 議事録（概要）

日時 平成29年1月13日（金）10時10分～12時10分

場所 鎌倉市役所 第4分庁舎2階 823会議室

出席 深野会長、亀山副会長、浅川委員、石井委員、大道委員、奴田委員、保坂委員、波多辺委員、
牧田委員

<事務局>

松尾市長

環境部 石井部長、植地次長、佐藤次長

ごみ減量対策課 内海担当課長、谷田担当課長補佐、細井担当係長、吉田担当係長、
野田担当係長、安倍職員、中村職員、國井職員、大高職員

環境施設課 谷川課長、関沢課長

環境センター 芳賀担当課長、脇担当課長、佐藤担当課長

傍聴者 2名

諮問

議題 (1) 事業系ごみ処理手数料の改定について

報告事項 (1) 廃棄物の内容物調査に関する条例改正について

その他 (1) 平成28年度ごみ処理基本計画アクションプログラムについて
(2) 自区外処理について
(3) 次回の当審議会の開催日程等について

諮問 事業系ごみ処理手数料の改定について

松尾市長から事業系ごみ処理手数料の改定について諮問を行いました。

松尾市長：委員の皆様におかれましては、鎌倉市のごみ処理行政に対しまして、ご協力ご理解賜っておりますことを、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。ごみ処理に関しましては、難しい課題に対する審議会の皆さまの活発なご議論により、確実に前進していると感じています。今回改めて諮問させていただきました事業系ごみの処理手数料についてのポイントは、諮問内容にお示ししたとおりですが、その先について少しお話をさせていただきます。事業系ごみの処理につきましては、事業者自らの処理が基本になっています。そうした原則に鑑みますと、事業者負担を5分の4程度とすることを妥当とする答申をいただいておりますが、本来であれば5分の5の負担を事業者にしていただいて、事業者自らの努力の中でごみの減量をお願いしたいというのが私の思いでございます。しかしながら一方で、「働くまち鎌倉」という地方創生の計画に則りまして、企業が市外に転出されることなく、より事業が拡大するよう、或いは新しい事業者が転入するように補助制度等の条例を定めていこうという姿勢で今年も臨んでいます。事業者の方々に一方的に負担を押し付けるのは難しいと思っています。ある意味縦割りになりますが、当審議会の中では事業者支援の部分まで盛り込むような答申は難しいと考えています。私の思いとしては、ごみ処理行政・環境行政をよい方向に進めていきたいということです。事業系ごみの排出量は、長年減らないという現状がございます。話を聞く中では、事業者の方々の分別の手間が行き届かないという現実があると認識

をしています。事業者の方々には適正な分別をして、減量する努力を更に実施していただきたい、またそれを仕組みとしてどう進めていくかということが、これから取り組んでいかなければいけない課題だと思っています。ごみ処理手数料はその一つとなりますが、事業者の皆さまに与えるインパクトは大きいことも感じております。今後を見据えながらご議論賜れればと思っていますので、よろしくお願いいたします。今後とも皆さまの変わらぬご理解ご協力をお願いいたしまして、挨拶いたします。

深野会長：これまで第3次ごみ処理基本計画について議論をおこなってきました。8月に答申を行いまして、9月に策定されました。ただ今市長から、新たな諮問を受けたところです。全体として適正なごみ処理を進めたいというお話もありました。お言葉を踏まえながら、事業系ごみ処理手数料についてよろしくお願いします。

議題 (1) 事業系ごみ処理手数料の改定について

事務局から資料1-1 事業系ごみ処理手数料の改定について（諮問文写し）、資料1-2 本市における事業系一般廃棄物処理手数料の変遷、資料1-3 県内における事業系一般廃棄物処理手数料について、資料1-4 事業系一般廃棄物処理手数料 条例改正スケジュール（案）について説明した後、質疑応答を行いました。

深野会長：事業系一般廃棄物処理手数料は、最近では平成26年10月に改正されました。資料1-3は近隣市との均衡を考えるため作成されています。資料1-4はスケジュールです。事務局としては3月に答申をいただき、10月から施行したいということです。平成26年には負担割合は3分の2という考え方になっています。市長の発言にもございましたが、地域の経済的な状況、或いは事業者の置かれた状況も考慮する必要があると思います。ご意見・ご質問等あれば、よろしくお願いします。

波多辺委員：事業系ごみは100%事業者負担が常識になっていることはわかりますが、中小企業の置かれている立場は大変厳しいものがあります。目標は100%ということが法律で決まっているから一挙にそこを目指すということではないと思いますので、段階的に上げる際の速度を緩やかにしていただきたいと思います。例えば市民が支払うごみ処理手数料は、本来住民税の中で処理するべきですが、その点は有料化によって原理原則から外れています。小規模事業者に対する支援により景気が良くなれば、事業者からの税収も増えることも考えられます。また、近隣市との間に処理手数料の差があると、鎌倉市に持ち込まれることもあるようですので、その辺は勘案しなければいけないと思います。これについては質問ですが、横須賀三浦地区の中で、鎌倉市は、逗子市・葉山町と一緒にしています。この中では、現状、鎌倉市だけが21円ですが、隣の藤沢市は20円です。藤沢市は湘南地区ということです。横須賀三浦地区ということであれば横須賀市も入るような気がしますが、25円に上げるために括ったように見えなくもありません。本来でしたら、藤沢・茅ヶ崎・寒川も入れてもよいと思います。

石井部長：広域化については平成10年から枠組みを決めていました。当初は、横須賀三浦ブロックは4市1町でした。4番の横須賀市から8番の葉山町がひとつのブロックを作っていました。広域化を進める中で、途中から横須賀市、三浦市、葉山町のブロックと鎌倉市、逗子市の2つのブロックに分かれました。葉山町が前者から脱退をして、それぞれ2市ずつになっていました。その後、葉山町は昨年7月に鎌倉市、逗子市と協定を結びました。今後は2市1町

となります。紆余曲折を経て変遷をしてきましたが、横須賀三浦地区ということで言えば、4市1町がひとつのブロックになります。藤沢市はもともと湘南東ブロックですが、藤沢市はかなり意識していかなければなりません。湘南東ブロックの状況ですが、茅ヶ崎市は値上げをする予定と聞いています。それを踏まえて、藤沢市に確認したところ、すぐに上げることはないようですが、茅ヶ崎市を意識しながら対応していくようです。どこも近隣市を見据えながら対応していくようです。

波多辺委員：藤沢市が家庭系ごみの有料化に踏み切っており、鎌倉市が有料化をしないと、鎌倉市にごみが持ち込まれるという議論があったことが、鎌倉市が有料化に踏み切った要因の一つとなったと記憶しています。事業系ごみについても、近隣である藤沢市が20円、鎌倉市は21円ということで、なんとか均衡が保てると思います。今後、手数料を上げるとなると、藤沢市との均衡が崩れてきますので、藤沢市に迷惑をかけるようなことがないかと不安です。処理量が減るので、鎌倉市としてはよいのかもしれませんが、藤沢市と連携をとりながら、足並みを揃える慎重な姿勢も必要ではないかと思えます。

石井部長：近隣ということですから、藤沢市もそうですが、横須賀三浦ブロック内の均衡は当然重要です。藤沢市を踏まえることも必要ですが、一番濃い部分は鎌倉市・逗子市・葉山町です。

牧田委員：事業者として事業をするために排出するものに対して、100%の費用負担は当然です。しかしながら、急に25円というと、2割の値上げとなります。製品ではそのような急な値上げはありません。今出しているごみの量が月間50キロとすると、そのままの量では負担増になります。負担を軽くするために、分別すればコストが削減できるというような指導が必要です。排出量を減らすというところにポイントを置いて、しっかりと指導していくことで、最終的には事業者の責任でコスト負担ができる納得感が得られます。近隣市がこうだからとか、これだけコストがかかっているから値上げしますではなくて、努力をしてもらえば、コスト・排出量を削減できるという部分を見せて欲しいと思います。

植地次長：事業系ごみにつきましては、今年度7月から啓発指導員を配置し、8月から多量・準多量の排出事業者に指導を行っています。以前実施しました事業系ごみの組成調査でも、分別を徹底する余地があるということがわかりましたので、その辺りを中心にお願いにまわっているところです。特に目立つのは紙類の混入です。紙類は資源物ですので、燃やすごみより安く許可業者は引き取って処理をしてくれます。紙類の混入を減らしてもらうことで、料金の削減に繋がります。一方、プラスチックの混入も多くあります。事業系のプラスチックは産業廃棄物になりますので、一般廃棄物より高い料金に設定されています。そのため、産業廃棄物に回さず一般廃棄物にまわした方がコスト削減できるという意識が働いているのではないかと思います。今回事業系の手数料を値上げすることで、産業廃棄物とのコスト差が縮まり、混入が減ると期待しています。そして、事業系の燃やすごみのうち、一番多いのは生ごみです。これは、生ごみ処理機を使うことで削減につながります。事業系の生ごみ処理機は30キロ以上の生ごみ処理機を導入した際に補助金をお出しすることになっていましたが、先般要綱を改正し10キロ以上の処理機で補助金が出るようになりました。生ごみも自家処理をしていただいて、市へ出すごみを減らしてもらう指導が始まったばかりですが、徐々に効果は出ていると思います。そのようなことを更にきめ細かくして事業系ごみ全体の削減につなげていきたいと考えています。

石井部長：ごみの分別や削減の方法をきちんと説明させていただいて、ごみを減らすということが大切

です。牧田委員のご趣旨は十分理解したうえで、今後対応させていただきます。

牧田委員：事業者としては市役所から電話があり、店の中を見せて欲しいと言われると、悪いことをしているのではないかと、面倒だと思ってしまうという話をよく聞きます。事業者に連絡する際には、さらに良くするための話に行くという案内をして欲しいと思います。事業者にはごみに混入があるから、市から言われるのではないかという意識があります。事業者側の立場に立って教えていただければ受け入れます。

植地次長：配慮していきたいと思います。

深野会長：ただいま、急激な値上げは抵抗があるという話がありました。役所の指導についてはイメージがあるので、工夫をお願いしたいと思います。営業という観点から考えていただくと、また別な対応が取れるのかと思います。役所に営業というのは馴染まないかもしれませんが、営業の意味するところを考えながら対応すると変わると思います。

保坂委員：資料を見て印象的なのが、原価が自治体によって違うということです。横須賀市、三浦市、横浜市は原価が少ないです。処理の技術的な面なのか、このあたり具体的に情報を追加していただけますか。最終的に鎌倉で値上げするときには根拠として本質的なことですので、それも併せて理解していただかなくてはなりません。急に原価を下げるというのは難しいです。最終的な値段だけ見ると鎌倉はすごく原価が高いです。100%処理手数料ではこんなにするのかという印象です。

深野会長：川崎市は平成12年4月に改定を行っていますが、原価相当額が低いと思います。全国的に見ますと大都市・政令市は安いです。東京23区も安いです。

浅川委員：何をもって処理原価とするかで異なります。鎌倉市の場合は最終処分場がありませんので、ごみ処理にかかったものがそのまま原価となります。東京23区では、15.5円が処理費用となっており、安めに設定しています。処理原価の中に埋め立て処分経費を算入していますが、埋め立て処分経費は1トンあたり概ね9円で東京都の処分場に委託しています。9円はかなり安いですが、しかしながら、最終処分場をつくるには大変経費がかかります。近隣市で昔からの処分場を持っていれば経費は安くなります。一概に原価は横並びでというのは難しいです。鎌倉市はかかった経費を全部出さざるを得ないので、掛け値なしの処理原価となります。事業系ごみの減量は、市町村にとって大きな課題です。東京23区も270万トンの3分の1が事業系の持ち込みごみです。それをどう減らすかは難しく、大規模事業所については計画を出させています。中小・零細の事業所に対しては施策としてそういうことは難いため、していません。中小・零細企業のごみを調査してみると、紙がたくさん出ることはそんなにありません。家庭系ごみの延長で商売に応じたごみが出ている状況です。リサイクルと言っても回収してもらえないような量です。波多辺委員や牧田委員から事業者の立場でご発言があって、もっともだと思って聞かせていただきました。処理費がこれだけかかるというのを転機として事業者にも減量の努力をしていただくことは必要だろうと思います。先ほど牧田委員がおっしゃったように減量の努力はするけれども、方法がわからないというのがあります。家庭系ごみ有料化の際は、ごみとして出せば有料ですが、資源で出せば無料ということで減量努力を図るということでした。事業者も同様の仕組みがあれば、値上げしても経費を抑えることはできますが、そういう手段がなければできません。行政が関与してどれだけできるかわかりません。商店会でまとめるなど、実際にやるのは難しいと思います。

石井部長：費用については最終処分場がないから高いということはありません。何をどう減らしていくの

かという点について、事業者が生ごみを出せる登録再生事業者が県内にほとんどありません。東京にはいくつか登録再生事業者があります。国も地域の中で対応と言っていますので、2市1町の中で資源物を出せる事業者があれば搬送費も安くできますので、そこをどうつくっていくかの努力は必要です。

波多辺委員：牧田委員からありましたように、値上げは調整によって仕方ない部分ではありますが、値上げするだけでなく、このように処理をすれば、又はこういう出し方をすれば今までと同じか今までより費用が少なくなる手法を考えていただきたいです。経済状況が厳しい中での事業者の理解も得やすいですし、全体で量が減ることになります。

大道委員：逗子市が昨年10月から25円に改定されています。その時にどういう啓発を行って、改定が成立したのか、その辺からもヒントが得られるのではと思います。2市1町で整合性が必要だと思います。近いエリアですので、回収業者もお互いに配慮できるようなシステムとして話が進むと思います。

石井部長：鎌倉市・葉山町が値上げした中で、逗子市はずっと値上げをしていませんでした。地形的な面などから、逗子市の原価は35円で鎌倉と近いです。

植地次長：逗子市は事業系ごみの分別や事業系ごみをクリーンステーションではなく許可業者に出すという徹底をするために、値上げに先立って個別に訪問したという話しも聞いています。鎌倉市も啓発指導員の訪問を7月から開始していますので、参考にしながら進めたいと思います。

石井委員：近隣の市町村を参考にするのはわかりますが、それぞれの自治体によって条件も違うので、あまり近隣に倣うのはやめた方が良いのではないかと思います。また、事業者数や量によってかなり違います。家庭系ごみの有料化が始まりましたが、キログラムにつきどのくらいの負担になったのか、数字が聞こえてきません。家庭系と事業系の経費がどのくらいになるのかというのも参考にすべきではないかと思います。零細の商店も事業者になるのか、その定義がよくわかりません。また事業系ごみがクリーンステーションに捨てられている場合はどのように指導していくのでしょうか。

植地次長：規模にかかわらず、事業活動に伴って出たごみは、法律上事業系ごみになります。クリーンステーションに捨てられる事業系ごみの指導についてですが、指定有料袋未使用のごみや事業系と思われるごみについて、現在の条例では開封調査ができない仕組みになっています。この後説明します条例改正を行うことで、開封調査をして事業者であることが特定できれば排出の指導に伺うことができますので、手段の一つとして活用したいと考えています。

深野会長：事務局のスケジュールでは3月下旬に答申ということですが、3月にもう一度審議して答申ということとしたいと思います。

報告事項 (1) 廃棄物の内容物調査に関する条例改正について

事務局から資料2-1 廃棄物の内容物調査に関する条例改正(案)、資料2-2 廃棄物の内容物調査に関する条例改正の意見募集、資料2-3 廃棄物の内容物調査 条例改正スケジュール(案)について説明した後、質疑応答を行いました。

深野会長：スケジュールとしては2月定例会に諮るということです。罰則は今のところないということですか。

内海担当課長：ごみの分別に協力していただくこと、公平さが担保されることが大前提になっていますので、罰則まで考えていません。運用する中で検討する場合もあるかもしれませんが、今現在あま

りにもひどい場合は、廃棄物処理法で不法投棄に対する罰則がありますので、それを根拠に対応することになります。

深野会長：排出者を特定するのは難しいのではないのでしょうか。

内海担当課長：ミックスペーパーが入っていると特定できる場合があります。

深野会長：現状はダメシールを貼ってしばらく放置し、引き取られない場合は回収しているということです。排出状況がひどい場合は調査するということですね。

大道委員：住人ではない人がクリーンステーションに出している場合はどう扱いますか。

内海担当課長：他市のごみが出される場合がありますが、当該市と調整しながら訪問調査できると考えています。市外の人にも適用すると考えます。

大道委員：他市でなくても明らかに住民でない人が置いていく場合があります。そのような場合、そのクリーンステーションを使っている人がその処理まで責任を持つのでしょうか。観光客が入れていく場合はどうなりますか。

内海担当課長：開封してもわからない場合もあると思いますが、クリーンセンターの指導員が開封します。開封調査で不適正排出がすべて解決されるわけではありません。

牧田委員：商店街では道路にクリーンステーションがあり、網がありませんので、大量に投棄することはないものの観光客がお弁当などのごみを置いていくことはあります。私は事業者ですので、観光の方たちが捨てられるように、店舗の前にごみ箱を設置していますが、観光客に対する啓発をもっとするしかないと思います。クリーンステーションに午前中ずっとごみが置いてある時がありますので、捨てやすい感じはします。ごみが無ければ捨てないと思いますので、収集ルートなどもきめ細かく考えていただくとよいと思います。

石井委員：お店で販売して出るごみはお店が責任を持って処分することが必要です。持って帰るのは無理な話です。あと転入者に対するごみの説明・指導をしていると思いますが、出し方が難しいので、もっと分かりやすくする工夫が必要です。ごみの出し方が難しいため、不法投棄が発生していると考えます。

深野会長：不法投棄は内容物調査だけで解決することではありません。観光客に対する啓発は必要だと思います。駅のごみ箱に入れてしまうこともあります。捨てやすい場所に捨てる傾向はあると思います。不法投棄の対策は難しい案件ですが、分別・排出方法に尽きる気がします。息の長い議論をしたいと思いますので、様々な問題提起をお願いいたします。

浅川委員：事務局の説明を聞いて、なるほどと思うのは、こういう根拠がないと役所は開封できないということです。大多数の市民は協力する意識があるけれども、一部の方々がどう考えているかわかりません。ある意味匿名性に守られて、結果的に回収してもらえると、なかなか改善しません。開封調査は必要なことだと思います。

石井委員：近隣の自治体は不法投棄に関する取り扱いをどうしているのか参考に聞きたいです。例えば観光地である箱根や横浜です。

安倍職員：鎌倉市の条例では市民に指導勧告までです。横浜市は命令と罰金があり、罰金は2千円です。横浜市に平成26年度の事例を聞いたところ、近隣の方からの通報で調査した結果、3分の1程度の袋は葉書などにより排出者が確定でき、指導したということです。指導により、排出者はいけない事だと気づくため、勧告は1年に1回あるかないか、罰金はなかったと聞いています。鎌倉市の調査の目的は分別をお願いすることですので、罰金を課すという制度ではありません。その他、京都市でも条例を根拠に適正な排出を目的に調査をしています。千

葉市、札幌市でも規定があります。実際には規定なしに調査している自治体が数多くあります。個人情報に関係もありますので、鎌倉市は条例を制定して行いたいと考えています。

石井委員：県内ではあまり条例を定めていないようですが、何か問題はないのでしょうか。

石井部長：条例を定めている自治体の数は少ないです。鎌倉市では規定をした上で、正々堂々とやっていきたいという姿勢を見せたいと思います。

安倍職員：戸別収集を実施している自治体では、排出者がわかるので開封調査をしなくてもよいということがあります。

深野会長：ありがとうございました。

その他 (1) 平成 28 年度ごみ処理基本計画アクションプログラムについて

(2) 自区外処理について

事務局から資料 3 平成 28 年度ごみ処理基本計画アクションプログラムについて、資料 4 ごみ収集量の状況及びごみ焼却量の見込みについて説明した後、審議を行いました。

深野会長：規定の量 33,000 トンを上回る分を含めて他都市に処理を依頼することで、議会で承認されているということです。

植地次長：12 月 27 日本会議最終日で議決されました。23 日から自区外搬出を始めていますが、それにかかる予算につきましては、今泉クリーンセンターから名越クリーンセンターへの自区内搬送の予算を充て、27 日に補正予算が議決された後は補正予算で対応しています。

深野会長：いろいろな策を講じても焼却量が追いつかないということですね。更なるごみの減量施策である開封調査はよい動きだと思います。力を合わせてやっていきたいと思います。

その他 (3) 次回の当審議会の開催日程等について

内海担当課長：3 月 29 日（水）午前か午後で予定しています。会議室を確認後、ご連絡いたします。

深野会長：以上で本日予定しておりました議題すべてを終了いたしました。これをもちまして、第 7 回 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。